九　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容

十～十四　（略）

別記様式第１号（第７条関係）

（略）

（別紙）

設備整備計画

１～６　（略）

７　特例措置に関する事項（別表３－１～別表３－６）

㈱１～５　（略）

６　漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。

７～14　（略）

（添付書類）　（略）

（別表１～３－１－②）　（略）

（別表３－２－①）

| （別紙）の設備又は施設の番号 | |
|---|---|

森林法第10条の２第１項の特例措置（法第11条第１項）関係

| （略） | （略） |
|---|---|
| 開発行為の着手予定年月日 | |
| 開発行為の完了予定年月日 | |
| 開発行為の施行体制 | |
| 備考 | |

㈱１　（略）

２　開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。

３～５　（略）

６　「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

九　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容

十～十四　（略）

別記様式第１号（第７条関係）

（略）

（別紙）

設備整備計画

１～６　（略）

７　特例措置に関する事項（別表３－１～別表３－６）

㈱１～５　（略）

６　漁港漁場整備法第39条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。

７～14　（略）

（添付書類）　（略）

（別表１～３－１－②）　（略）

（別表３－２－①）

| （別紙）の設備又は施設の番号 | |
|---|---|

森林法第10条の２第１項の特例措置（法第11条第１項）関係

| （略） | （略） |
|---|---|
| 開発行為の着手予定年月日 | |
| 開発行為の完了予定年月日 | |
| （新設） | |
| 備考 | |

㈱１　（略）

２　開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号、第２号及び第４号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）にあっては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。

３～５　（略）

（新設）